

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 7 年度
計画主体	八丈町

八丈町第二次鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 八丈町産業観光課
所在地 東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2
電話番号 04996-2-1125
F A X 番号 04996-2-4437
メールアドレス sankan@town.hachijo.tokyo.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ノヤギ、カラス
計画期間	平成28年度～平成31年度
対象地域	八丈町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成26年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ノヤギ	牧草、畑作物	23.8千円 1.8ha
カラス	畑作物	11.8千円 0.005ha

(2) 被害の傾向

<p>ノヤギ</p> <p>八丈富士地域での牧草や、島内各地で畑作物への食害があり、平成20年度より有害鳥獣捕獲作業を実施、平成24年度までに101頭が捕獲された。捕獲の効果により被害件数は減少した。</p> <p>カラス</p> <p>平成12年に発生した三宅島の噴火以降増え、一時期は生息数が200～300羽と推測されていたが、捕獲の効果により、平成27年度調査ではやや減少傾向と推測される。しかし、依然として夏野菜を中心とした畑作物の食害や、牧場の餌の食害、市街地のゴミ集積所におけるゴミ散乱の被害が続いている。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成26年度）	目標値（平成31年度）
被害金額	ノヤギ 23.8千円	ノヤギ 0円
	カラス 11.8千円	カラス 5千円
被害面積	ノヤギ 1.8ha	ノヤギ 0ha
	カラス 0.005ha	カラス 0.002ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>ノヤギ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノヤギ対策協議会の開催 ・生息状況調査 (カメラセンサス、探索犬踏査、調査員踏査) ・捕獲及び見回りの実施 <p>カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲報償金制度の制定 ・捕獲の実施 箱わな設置(4基)(安楽死後埋設又は焼却) ・銃器による捕獲(捕殺後、埋設又は焼却) 	<p>ノヤギ</p> <p>(三原山地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息場所の限定 <p>カラス</p> <p>わなに慣れたことによる捕獲数の減少(坂上地区で顕著)</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>ノヤギ</p> <p>(八丈富土地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八丈富士の一部牧野を閉鎖しノヤギ拡散防止網を二重に設置 うち第二拡散防止網を鋼製化した牧区から牧野として再び開放 ・拡散防止網の維持管理 <p>カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑、牛舎へのテグス、ネット張り ・ゴミ集積所でのネットかけ、ゴミ箱の設置 	<p>ノヤギ</p> <p>(八丈富土地域)</p> <p>第二拡散防止網鋼製化の早期完了(平成29年度終了予定) 牧野の早期開放</p> <p>カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部住民の有害鳥獣に関する意識が低い(ゴミ出し時にネットをかけない等) ・ゴミの散乱による市街地のエサ場化

(5) 今後の取組方針

ノヤギ

(八丈富士地域)

第二拡散防止網を早期に鋼製化することと既設の拡散防止網を維持管理することで、物理的なノヤギの拡散防止と、新たなノヤギの侵入防止を図り、再び牧野へと開放する。

(三原山地域)

地形上、八丈富士のように拡散防止網を設置することができないため、生息場所の限定が困難である。引き続き、調査員による地道な踏査を継続し、カメラセンサスを実施し、生息状況の把握に努め捕獲へとつなげる。

カラス

島内全域においてカラスがわなに慣れ、捕獲数が減少傾向にあることから、若鳥が巣出つ時期に重点を置いた捕獲を目指す。また、捕獲数が少ない箱わなの移設を検討する。さらに、(公社)東京都猟友会八丈島地区の協力を得ながら、引き続き銃器による捕獲を行っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

ノヤギ

- ・八丈町ノヤギ対策協議会にて関係機関と連絡調整し、被害状況の把握や被害防止対策に関する事項等を協議、決定する。
- ・八丈町ノヤギ対策協議会は必要に応じて部会を設置・開催し、捕獲方法等を検討する。
- ・足くくりわな及び銃器による捕獲作業は、町と(公社)東京都猟友会八丈島地区とで連携協力して行う。従事者は3名〔狩猟免許わな2名、狩猟免許第一種(散弾銃)1名〕。

カラス

- ・箱わなの管理及び箱わなでの捕獲作業は、4基のうち1基を町で実施し、3基を(公社)八丈町シルバー人材センターに委託。従事者は4名。
- ・銃器による捕獲は(公社)東京都猟友会八丈島地区に依頼。従事者は7名〔狩猟免許第一種7名〔散弾銃2名、空気銃7名(うち両保持者2名)〕〕
- ・住民からの情報による市街地等での被害確認、捕獲及び安楽死処理等は、町職員により対応。従事者は6名。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
28～31	ノヤギ	(公社) 東京都猟友会八丈島地区と連携協力した捕獲
	カラス	・箱わなによる捕獲 ・(公社) 東京都猟友会八丈島地区による銃での捕獲

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ノヤギ	<p>平成20年の生息調査では100～182頭と推定され、平成20年度から捕獲を開始し、平成21年度までに95頭を捕獲した。その後は個体数が減少し、平成22年度から平成24年度までに7頭捕獲、平成25年度以降は1頭も捕獲されていない。このことから、ノヤギの生息する可能性は著しく低いと推測されるため、年に1頭の捕獲を目標とする。</p>
カラス	<p>平成22年度より銃器による捕獲を行い、平成24年度からは箱わな捕獲を併用している。平成22年度の捕獲数は銃のみによる19羽だったが、平成24年度には193羽を捕獲した。平成26年度の捕獲数は125羽と減少傾向にある。鳥獣保護管理員によると、八丈島内のカラスの生息数は、平成23年度調査の200～300羽から、平成27年度調査では繁殖による自然増と捕獲の効果のバランスにより、やや減少傾向と推測されている。平成27年度は2月末までに91羽を捕獲していることから、引き続き、箱わなと銃器による捕獲を実施し、被害と生息数のバランスを確認しつつ、年間100羽程度の捕獲を目標とする。なお、カラスの個体群の存続に影響するおそれを生じさせる場合には捕獲を制限する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	28年度	29年度	30年度	31年度
ノヤギ	1頭	1頭	0頭	0頭
カラス	100羽	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容

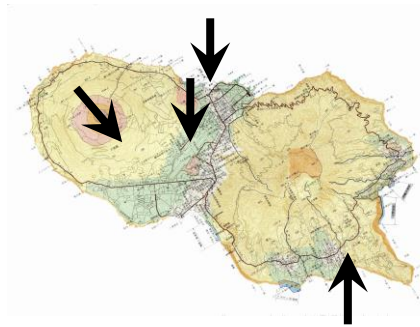
ノヤギ

八丈富土地域では、これまでの捕獲と拡散防止網設置の効果で、ノヤギの生息する可能性は著しく低いと推測されており、拡散防止網鋼製化を早期に完了させ、ノヤギの拡散と新たなノヤギの侵入を防止する。

三原山地域では、調査員による踏査とカメラセンサスを活用し、引き続き生息状況調査を行い、ノヤギの痕跡や生息が確認された場合、法令上銃器等の使用が可能な地域においては、安全を確保し、足くくりわな又は銃器による捕獲を行う。

カラス

年間を通じて、箱わな等による捕獲を行う。また、島内全域において、法令上銃器の使用が可能な地域においては、安全を確保し、銃器による捕獲を行う。



カラス箱わな設置図

➡ : 箱わな設置箇所

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

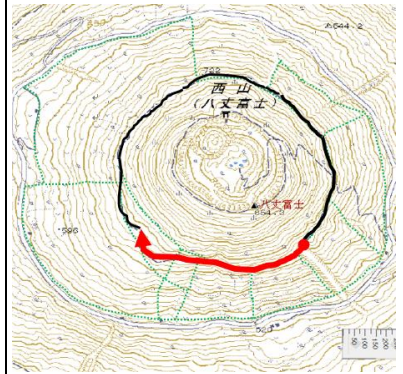
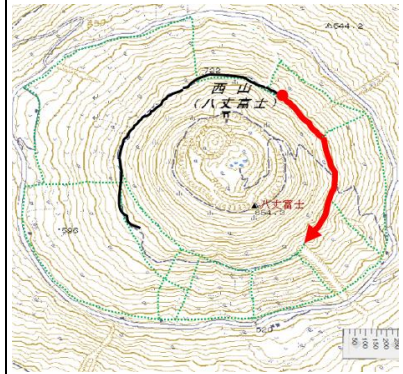
(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容	
ノヤギ	28年度	八丈富士において、第二拡散防止網の鋼製化を引き続き行う(1,080m施工予定)。 鋼製化が完了した区域については拡散防止網(ネット)を撤去し、順次牧野へ開放する。
	29年度	第二拡散防止網の鋼製化を完了する(約1,000m施工予定)。 拡散防止網(ネット)を撤去し、順次牧野へ解放する。



※図中緑点線…拡散防止網(ネット)

黒実線…鋼製網(既設)

赤実線…鋼製網(新設予定)

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
28~31	ノヤギ	飼養ヤギの適正飼育を指導、監視していく。
	カラス	住民へゴミ出しのマナー等の啓発を行い、有害鳥獣に関する意識を向上させる。

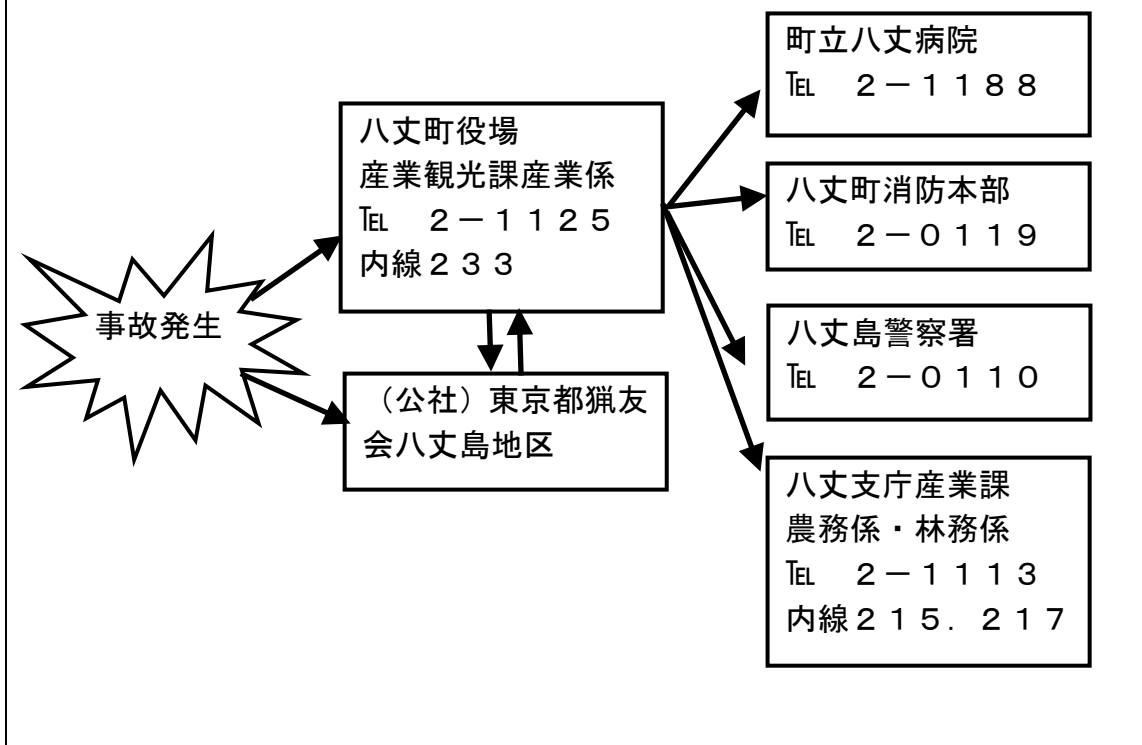
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割（緊急時役割）
八丈町	情報収集、対策協議、有害鳥獣の捕獲、 （関係機関への連絡調整、現場確認）
東京都八丈支庁	情報収集、対策協議、指導
（公社）東京都猟友会八丈島地区	有害鳥獣の捕獲（被害情報の提供）
八丈島警察署	（被害情報の提供、現場への出動）
八丈町消防本部	（被害住民の救助）
町立八丈病院	（被害住民の治療）

(2) 緊急時の連絡体制

※人身に関わる場合は、所要機関への連絡を迅速かつ確実にいき、負傷者の生命・安全の確保を図る。



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	八丈町ノヤギ対策協議会
構成機関の名称	役割
八丈町農業委員会	被害に関する情報提供
東京島しょ農業協同組合	被害に関する情報提供
(公社) 東京都猟友会八丈島地区	ノヤギの捕獲、情報提供
東京都島しょ農林水産総合センター八丈事業所	農林水産物に係る被害を含めた情報提供
東京都島しょ保健所八丈出張所	ノヤギ対策に関する指導、情報提供
東京都家畜保健衛生所八丈支所	ノヤギ対策に関する指導、情報提供
東京都八丈支庁	ノヤギ捕獲や被害防止に関する指導、情報提供
八丈町	事務局、情報収集・提供、被害状況調査・生息調査、ノヤギの捕獲
有識者	技術指導、情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
八丈島警察署	銃刀法等に基づく安全管理等
(一財) 自然環境研究センター	捕獲技術指導、ノヤギ生息状況調査、報告書の作成

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ノヤギ 足くくりわな等により捕獲したものは、ナイフまたは銃器で止めさし、あるいは安楽死させた後、速やかに埋設する。
カラス 箱わな等により捕獲したものは、安楽死後速やかに埋設又は焼却する。 銃器により捕獲したものは回収し、速やかに埋設又は焼却する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし